

○学校法人大東文化学園寄附行為

昭和26年2月28日

制定

改正 昭和48年4月1日 昭和49年4月1日
昭和50年4月1日 昭和51年4月1日
昭和52年4月1日 昭和52年5月30日
昭和52年7月7日 昭和54年4月5日
昭和60年12月25日 昭和61年10月24日
平成元年12月22日 平成3年3月6日
平成4年12月21日 平成6年4月20日
平成9年11月4日 平成10年12月22日
平成11年10月22日 平成11年12月22日
平成12年10月26日 平成12年12月21日
平成14年12月19日 平成15年11月27日
平成16年5月26日 平成16年11月30日
平成17年3月31日 平成18年4月28日
平成19年2月28日 平成20年10月31日
平成24年7月4日 平成28年7月1日
平成29年7月20日 平成29年8月29日
令和2年1月30日 令和3年3月25日
令和4年5月25日 令和5年6月7日
令和5年6月23日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人大東文化学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都板橋区高島平1丁目9番1号に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神に基づき、学校を設置して教育・研究を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 大東文化大学

大学院 文学研究科・経済学研究科・法学研究科・外国語学研究科・アジア地域研究科・経営学研究科・法務研究科(法科大学院)・スポーツ・健康科学研究科

文学部 日本文学科・中国文学科・英米文学科・教育学科・書道学科・歴史文化学科

経済学部 社会経済学科・現代経済学科

外国語学部 中国語学科・英語学科・日本語学科

法学部 法律学科・政治学科

国際関係学部 国際関係学科・国際文化学科

経営学部 経営学科

スポーツ・健康科学部 スポーツ科学科・健康科学科・看護学科

社会学部 社会学科

(2) 大東文化大学第一高等学校 全日制課程普通科

(3) 大東文化大学附属青桐幼稚園

(4) 削除

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 22人

(2) 監事 3人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事会において選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事長を除く理事のうち、3人以内を常務理事とし、理事長の指名により、理事会において選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 大東文化大学学長

(2) この法人の設置する大学以外の各学校の長たる評議員のうちから評議員会において

選任された者 1人

(3) この法人の職員（この法人の設置する各学校の教員その他の職員を含む。）たる評議員のうち、大東文化大学各学部長、事務局長及び学務局長 10人

(4) この法人（この法人の前身たる法人を含む。）の設置する各学校の卒業生たる評議員のうちから評議員会において選任された者 6人

(5) 学識経験者で、前各号に規定する理事の過半数により選任された者 4人

2 前項第1号から第4号までの理事は、大東文化大学学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

3 第1項第1号及び第3号に規定するもののほか理事の選任手続については、学校法人大東文化学園寄附行為施行細則（以下「施行細則」という。）で定める。

（監事の選任）

第7条 監事は、この法人の理事、職員（各学校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 第1項に規定する監事の選任手続については、施行細則に定める。

（役員任期）

第8条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、大東文化大学学長、大東文化大学学部長、事務局長及び学務局長たる理事の任期は、それぞれの職に在任中とする。

3 役員は、再任されることができる。

4 役員は、任期満了の後でも後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあつては、その職務を含む。）を行う。

（役員補充）

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、理事総数の5分の4以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

2 役員は次の事由によつて退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至つたとき。
(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第12条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人の行う業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の

招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつてこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に、理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。

8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によつて定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

14 理事会に幹事を置き、総務部総務課をもつてこれに充てる。

15 幹事は、その事務を処理する。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第18条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(常務審議会)

第19条 この法人の業務を決定するための事前の審議及び理事会から委任された業務の執行に必要な事項を審議するため、常務審議会を置く。

2 常務審議会は、理事長、学長、常務理事並びに第6条第1項第2号及び第3号により選任された理事をもつて構成する。

3 常務審議会は、理事長が招集し、議長となる。

4 常務審議会は、必要に応じ、職員を出席させてその意見を聞くことができる。

5 常務審議会に幹事を置き、総務部総務課をもつてこれに充てる。

6 幹事は、その事務を処理する。

第4章 顧問

(顧問)

第20条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人に特別功労があつた者のうちから理事会で審議の上、理事長が委嘱する。ただし、理事、評議員又はこの法人の職員のうちから委嘱することはできない。

- 3 顧問は、この法人の重要な業務について理事長の諮問に答える。
- 4 顧問の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第21条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、47人の評議員をもつて組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長及び副議長を置き、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもつて、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 13 評議員会に幹事を置き、総務部総務課をもつてこれに充てる。
- 14 幹事は、その事務を処理する。

(議事録)

第22条 第18条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第23条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄付金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めた事項（評議員会の意見具申等）

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する各学校の長、大東文化大学各学部長、東松山キャンパス運営委員会委員長、事務局長及び学務局長 14人
- (2) 大東文化大学各学部教授（学長、学部長、東松山キャンパス運営委員会委員長、教育職員たる学務局長を除く。）でその学部教授会の推薦により理事会において選任された者 8人
- (3) 大東文化大学第一高等学校及び大東文化大学附属青桐幼稚園の教育職員のうちから推薦により理事会において選任された者 1人
- (4) この法人の参事以上の事務職員（事務局長及び学務局長を除く。）のうちから事務役職者会議の推薦により理事会において選任された者 4人
- (5) この法人（この法人の前身たる法人を含む。）の設置する学校を卒業した者で年齢

25年以上のもの（この法人に本務を持つ職員を除く。）のうちから各学校の長の推薦により理事会において選任された者 15人

(6) 学識経験者で、前各号に規定する評議員の過半数により選任された者 5人

2 前項第1号から第4号までに規定する評議員は、この法人の設置する各学校の長、大東文化大学学部長、東松山キャンパス運営委員会委員長、事務局長及び学務局長の職を退いたとき、又は職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

3 第1項第2号から第5号までの評議員の選任手続きについては、施行細則で定める。

(任期)

第26条 評議員の任期は、3年とする。ただし、補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の設置する各学校の長、大東文化大学学部長、東松山キャンパス運営委員会委員長、事務局長及び学務局長たる評議員の任期は、それぞれの職に在任中とする。

3 評議員は、再任されることができる。

4 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

2 評議員は次の事由によつて退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

第6章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は郵便貯金若しくは銀行預金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学金、試験料その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後2月以内に理事長において評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第36条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄を

しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第38条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第39条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第41条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第7章 解散及び合併

(解散)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によつて解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となつた場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第43条 この法人が解散した場合（合併又は破産によつて解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補則

(責任の免除)

第46条 役員が任務を怠つたことによつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によつて免除することができる。

(責任限定契約)

第47条 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによつて生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額(以下「最低責任限度額」という。)を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(書類及び帳簿の備付)

第48条 この法人は、第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証憑書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、学校法人大東文化学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この寄附行為は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年4月1日)

この寄附行為は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日)

この寄附行為は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日)

この寄附行為は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日)

この寄附行為は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日)

この寄附行為は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年5月30日）

この寄附行為は、昭和52年5月30日から施行する。

附 則（昭和52年7月7日）

この寄附行為は、昭和52年7月7日から施行する。

附 則（昭和54年4月5日）

この寄附行為は、昭和54年4月5日から施行する。

附 則（昭和60年12月25日）

この寄附行為は、昭和60年12月25日から施行する。

附 則（昭和61年10月24日）

- 1 この寄附行為は、昭和61年10月24日から施行する。
- 2 この寄附行為変更前の規定により選任された役員及び評議員は、この寄附行為第6条、第7条及び第25条によりそれぞれ選任されたものとみなし、その任期は昭和63年6月29日までとする。ただし、学部長として選任された者の任期は、学部長の任期満了の日をもって終わるものとする。なお、認可の日より昭和63年6月29日までの間に限り、評議員の数がこの寄附行為第21条第2項に定める評議員定数を越える時は、その越えた数をもって評議員定数とする。
- 3 この寄附行為変更前の規定により互選された理事長及び指名された常務理事は、この寄附行為第5条第2項及び第3項により選任されたものとみなす。

附 則（平成元年12月22日）

この寄附行為は、平成元年12月22日から施行する。

附 則（平成3年3月6日）

この寄附行為は、平成3年6月30日から施行する。

附 則（平成4年12月21日）

この寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月20日）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成6年4月20日）から施行する。

附 則（平成9年11月4日）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成9年11月4日）から施行する。

附 則（平成10年12月22日）

この寄附行為は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年10月22日）

この寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月22日）

この寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年10月26日）

- 1 この寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

（大東文化大学経済学部経済学科の存続に関する経過措置）

- 2 大東文化大学経済学部経済学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成12年12月21日）

この寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月19日）

この寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年11月27日）

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月26日）

- 1 この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

（大東文化大学文学部中国文学科の存続に関する経過措置）

- 2 大東文化大学文学部中国文学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成16年11月30日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年11月30日）から施行する。

附 則（平成17年3月31日）

平成17年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月28日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年4月28日）から施行する。

附 則（平成19年2月28日）

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月31日）

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月4日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成24年7月4日）から施行する。

附 則（平成28年7月1日）

1 この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

（大東文化大学文学部中国学科の存続に関する経過措置）

2 大東文化大学文学部中国学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成29年7月20日）

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月29日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年8月29日）から施行する。

附 則（令和2年1月30日）

令和2年1月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和3年3月25日）から施行する。

附 則（令和4年5月25日）

この寄附行為は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年6月7日）

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和5年6月7日）から施行する。

附 則（令和5年6月23日）

この寄附行為は、令和5年7月1日から施行する。